

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめとするステークホルダーの利益を考慮しつつ、長期的、継続的に企業グループ価値を最大化するように統治されなければならないと考えております。グループ全体の収益力の向上を目指して、持株会社として傘下子会社の事業活動を管理・監督するとともに、透明性の高い経営体制の構築に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
野村土地建物株式会社	64,777,500	33.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7,314,300	3.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,097,900	3.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	5,663,500	2.96
野村不動産ホールディングス従業員持株会	2,973,082	1.55
JAPAN RE FIDELITY	2,641,300	1.38
STATE STREET BANK – WEST PENSION FUND CLIENTS – EXEMPT 505233	2,508,933	1.31
CBNY – GOVERNMENT OF NORWAY	2,103,900	1.10
STATE STREET BANK WEST CLIENT – TREATY 505234	2,020,877	1.05
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140030	1,963,462	1.02

支配株主(親会社を除く)の有無	――
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

<上場子会社に関する事項>

当社子会社の株式会社メガロス(以下「メガロス」という。)は、東京証券取引所JASDAQ市場に株式を上場しております。メガロスの取締役4名のうち1名に当社の取締役が、また監査役4名のうち2名に当社の監査役が兼務しております。

メガロスは株式公開企業として、経営方針の策定や事業にかかる意思決定について、当社から独立した経営体制で運営を行っておりますが、当社とメガロスとは、野村不動産グループ全体の企業価値向上を図るため、グループ内の関係部門ごとに個別の協議、連絡の場を通じ、情報の共有化と適正化を図っております。

また、グループ全体のリスクマネジメントやコンプライアンスの強化を図るため、当社の監査部・グループコンプライアンス部が、メガロス関係部署と情報交換を行い、必要に応じて助言を行う体制をとっております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
松島 茂	学者										
篠原 聰子	学者					○					

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松島 茂	○	同氏は、東京理科大学大学院イノベーション研究科の教授であります。	同氏は、経営学の専門家として長年にわたり活躍され、豊富な知識、経験と幅広い見識を有しており、取締役会の監督機能の強化と公正で透明性の高い経営の実現を図るために、社外取締役に選任しております。なお、同氏の属性や当社との関係等から、一般株主との利益相反が生じるおそれのないものと判断し、同氏を東京証券取引所が規定する独立役員に指定しております。
篠原 聰子		同氏は、日本女子大学家政学部住居学科の教授であります。	同氏は、建築家として長年にわたり活躍され、豊富な知識、経験と幅広い見識を有しているため、社外取締役に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人及び当社の内部監査部門である監査部から、定期的に監査に関する報告を受けるとともに、情報交換を通じて相互の連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤谷 茂樹	他の会社の出身者												△	
大岸 聰	弁護士													
山手 章	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤谷 茂樹		-	同氏は、長年の業務経験を通じて培われた財務および監査業務に関する知識および見識を有しており、コーポレート・ガバナンス体制の強化および監査体制充実のため、社外監査役に選任しております。
大岸 聰	○	同氏は、西村あさひ法律事務所パートナーであります。	同氏は、弁護士として長年にわたり活躍され、豊富な知識、経験と幅広い見識を有しております。コーポレート・ガバナンス体制の強化および監査体制充実のため、社外監査役に選任しております。なお、同氏の属性や当社との関係等から、一般株主との利益相反が生じるおそれのないものと判断し、同氏を東京証券取引所が規定する独立役員に指定しております。
			同氏は、公認会計士として長年にわたり活躍され、豊富な知識、経験と幅広い見識を有しております。コーポレート・ガバナンス体制の強化および監査体制充実のため、社外

山手 章

○ -

監査役に選任しております。なお、同氏の属性や当社との関係等から、一般株主との利益相反が生じるおそれのないものと判断し、同氏を東京証券取引所が規定する独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社取締役と株主との利害の共有化を図るとともに、企業価値の一層の向上を図ることを目的として、平成19年5月18日開催の取締役会において、ストックオプション制度の導入について決議いたしました。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社グループの取締役、執行役員および幹部社員に対し、業績向上へのインセンティブを与えることを目的としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬額は、平成18年6月26日開催の第2回定期株主総会において年額650百万円以内と定めております。

また、当社の取締役報酬は、固定報酬である月次報酬と変動報酬である賞与および株式関連報酬から構成されております。賞与については、当該期の業績や業績への各人の貢献度を勘案して決定しております。株式関連報酬としては、当社株主との利害の共有化を図るとともに、企業価値の一層の向上を図ることを目的として、ストックオプションを付与しております。行使価格(権利行使時の払込金額)を時価基準により決定する時価型ストックオプションと行使価格を1株当たり1円とする株式報酬型ストックオプションを併用しております。なお、平成25年度の取締役報酬額は298百万円であります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役のサポートについては、経営企画部が適宜必要な説明・情報提供等を行うこととしています。また、監査役監査をサポートするため、監査役室を設置し、専任者を配置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 企業統治の体制の概要とその採用理由

(1)取締役会

取締役会は、取締役8名(うち社外取締役2名)で構成され、取締役及び執行役員が出席の上、当社の重要事項を決定し、取締役および執行役員の業務の執行状況を監督しております。また、社外取締役を招聘し、取締役会の監督機能の強化と公正で透明性の高い経営の実現を図っております。なお、取締役会には監査役が出席し、必要に応じて意見を述べております。

(2)監査役会

当社は「監査役制度」を採用しています。監査役会は監査役5名(うち社外監査役3名)で構成され、監査方針、業務の分担等の策定を行なうとともに、その方針および分担に基づき行われた監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行っております。

当社は監査役設置会社であり、経営の監視は主として監査役により行われるべきであると考えており、監査役室を設置し、監査役専

属のスタッフを配置するなどの施策を通じて、監査実務の実効性を高めております。

(3)執行役員制度

従来取締役が担ってきた経営の監督・意思決定機能と業務執行機能を分離し、執行機能の拡充を図ることで、グループ経営を強化することを目的に執行役員制度を導入しております。取締役会で選任された各執行役員は、社内規程等に基づき委譲された職務権限により、取締役会で決定した会社の方針および社長執行役員の指示の下に業務を執行しております。

(4)経営会議

経営会議は社長執行役員および執行役員で構成され、グループ会社全般の業務執行に関する一定の事項を決定しております。また、監査役が出席し、必要に応じて意見を述べております。

2. リスク管理体制、コンプライアンス体制、内部監査体制および監査役監査体制の整備状況等

(1)リスクマネジメント体制

グループ内におけるリスク管理活動を推進するため、当社およびグループ会社の管理部門担当役員等をメンバーとするリスクマネジメント委員会を設置しております。同委員会では、グループ全体のリスク管理、コンプライアンス、情報セキュリティに関する事項について審議するとともに、リスク発生時の対応策についても協議いたします。

(2)コンプライアンス体制

当社グループでは、法令や企業倫理の遵守等のコンプライアンスを経営の重要課題の一つとして位置付けております。その指針として「野村不動産グループ倫理規程」を策定するとともに、役職員に対し継続的な教育、啓蒙活動を推進するため、当社にCSR委員会及びグループコンプライアンス部を設置して、グループ各社への助言、指導および支援を行っております。

また、リスク情報収集の観点から、グループ職員の内部通報窓口「野村不動産グループ・リスクホットライン」を設置しております。

(3)内部監査体制

当社グループでは、一部の小規模な会社を除き、各社に内部監査部門を設置しております。同部門は、取締役社長直轄もしくは事業部門を兼務しない担当役員を置き、組織上の独立性を保っております。

加えて、当社に監査部を設置し、会計監査人と連携を図りながら、グループ全体の内部監査機能の統括、モニタリング、評価と当社内の各部の監査を行っております。

(4)監査役監査体制

当社は、監査役監査をサポートするスタッフとして、監査役室に専任者を配置しております。各監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、随時内部監査部門や会計監査人と連携を図りながら、取締役及び執行役員の職務執行を監査しております。なお、監査役折原隆夫は長年に亘り財務及び会計業務に従事した経験を、監査役藤谷茂樹は長年に亘り財務及び監査業務に従事した経験を有し、また、監査役山手章は公認会計士の資格を有しており、いずれも財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(5)会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人との間で監査契約を締結し、定期的監査のほか会計上の課題について隨時協議、確認し、適正な会計処理に努めております。

業務を執行した公認会計士の氏名は以下のとおりであります。

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 松重 忠之

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 竹之内 和徳

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 湯原 尚

※継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

※同監査法人は、既に自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっています。

また、監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりであります。

公認会計士7名 会計士補等5名 その他4名

(6)責任限定契約の内容

社外取締役及び社外監査役の各氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限定額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に規定する金額の合計額となります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役設置会社であり、経営の監視は主として監査役により行われるべきであると考えています。監査役のうち半数以上を社外監査役とし、経営からの独立性を保ちつつ、的確な業務監査を実施できる体制としております。また、監査役室を設置し、監査役専属のスタッフを配置するなど、監査実務の実効性を高めております。さらに、社外取締役を招聘し、取締役会の監督機能の強化と公正で透明性の高い経営の実現を図ることに加え、リスクマネジメント体制、コンプライアンス体制、内部監査体制を確立するとともに、各々について定期的に取締役会での報告を行うことで、取締役会による、取締役および執行役員の職務執行の監督を実効性あるものとしております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	法定期限(開催日の2週間前)より早期に発送しております。(平成26年は招集通知発送日6月5日、株主総会開催日6月27日)
電磁的方法による議決権の行使	平成22年6月開催の定時株主総会より、インターネットによる議決権行使を実施するとともに、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	平成22年6月開催の定時株主総会より、英訳版招集通知(要約)を提供しております。
その他	当社ホームページにて株主総会招集通知(英訳版を含む)を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社の経営戦略や財務状況等に関する情報を「正確」「公平」かつ「適時」に提供し、その内容を的確に理解していただけるよう努めております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、東京証券取引所等が主催するIRイベントや証券会社の支店の場を活用して、個人投資家を対象とした会社説明会を定期的に実施しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、第2四半期決算、期末決算発表後の決算説明会の場において、代表者が業績や経営戦略等を説明するとともに、ホームページ上で、説明会の動画を公開しております。加えて、各四半期決算発表日の電話会議、及び事業説明会や物件見学会等を実施することで、アナリストや機関投資家の当社への理解の促進に努めています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、海外投資家向けに、決算情報や決算説明会の英語動画等の配信を定期的に実施しております。この他、代表者若しくは取締役が、米国、欧州、アジアをはじめとする海外投資家を個別訪問し、業績や経営戦略を説明する等、海外投資家の当社への理解の促進に努めています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社は、ホームページ上の「投資家情報サイト」において、決算情報、適時開示情報等を掲載しております。また、株式総会や決算発表後の決算説明会の動画等を公開しております。 和文URL: http://www.nomura-re-hd.co.jp/ir/ 英文URL: http://www.nomura-re-hd.co.jp/english/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社は、広報IR部に、専任担当者を設置し、「正確」「公平」「適時」に当社の経営戦略や財務状況等に関する情報を提供しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの経営体制においては、ステークホルダーからの信頼を得られる企業グループを目指し、適切な企業情報の開示、環境に配慮したうえでの事業活動、事業活動を通じた社会への貢献等、役職員一人ひとりが心がけるべき行動を示した「野村不動産グループ倫理規程」を制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、CSR委員会、CSR推進部及びグループコンプライアンス部を設置し、グループ一体でCSR活動を推進する体制を整備しております。また、重点テーマとして、「顧客第一主義に基づく品質・サービスの向上」、「環境に配慮した取り組み」、「コンプライアンスの徹底」、「人材の育成」の4つを掲げており、これらの活動内容を、「CSR報告書」に取りまとめ、社内外に報告しております。

その他

「良質な住宅・オフィス等社会資本の開発や不動産に関連する様々なサービスの提供」を通じ、顧客や社会と共に栄え、成長し続けることを責務と考えます。
そのために、グループ全体での高い収益性と成長性を実現し、企業価値の一層の向上を目指しております。
また、適時に、公正に、かつ均質に、有用な情報の提供に努め、法定開示項目以外の事項についても、ホームページや決算説明会などを活用し、広く積極的な情報開示に取り組んでおります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

更新

当社では、取締役会において下記のとおり内部統制システム構築の基本方針を決定しております。

1. 取締役および執行役員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1)お客様、社会とともに栄え、信頼を得られる企業グループを目指し、役職員一人ひとりが心がけるべき行動を示した「野村不動産グループ倫理規程」を取締役会において定め、取締役および執行役員は率先垂範して同規程を遵守する。

(2)取締役会への付議および報告の基準となる「取締役会規程」および「決裁および手続きの運用ガイドライン」を定め、取締役は同規程および同ガイドラインに則り業務を執行する。

(3)取締役および執行役員の業務執行状況は、監査基準および監査計画に基づき監査役の監査を受ける。

2. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

情報の管理体制と情報の取扱いに関する基本的事項を定めた「情報セキュリティ規程」を定め、株主総会議事録、取締役会議事録その他取締役および執行役員の職務執行に係る情報が記載された文書を、常時、取締役、執行役員および監査役から閲覧の要請があつた場合にすみやかに閲覧できるよう適切な場所に保管するとともに、定められた期間保存する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)取締役会は「リスク管理規程」に則りリスク管理全般を統括し、相互牽制機能の実効性が確保される体制を整備するとともに、適切な人員配置、人材育成のための教育、リスク管理の役職員への周知徹底および事故防止のための適切な方策の策定を行う。

(2)経営にかかるリスクに関する審議を行うため、取締役会において指名された当社およびグループ各社の取締役、執行役員等で構成される「リスクマネジメント委員会」を設置し、「リスク管理規程」および「リスクマネジメント委員会運営規程」に則り、リスクの定期的なモニタリング、評価および分析を行うとともに、企業経営、事業展開に伴い遭遇するリスクに關し、発生前の予防、発生時対応、発生後の再発防止等について具体的な対応策の基本方針を審議する。

「リスクマネジメント委員会」は原則として月1回、必要あるときは臨時に開催し、3ヶ月に1回以上、審議内容を取締役会に報告する。

(3)緊急を要する重要なリスクが発生した場合には「リスク管理規程」に則り、リスクマネジメント委員長ならびに「リスク管理規程」に定めるグループのリスク管理、広報、関係会社管理、総務および財務に関する業務を所管する部室店の担当執行役員および部室店長が協議のうえ対応策の基本方針を決定し、当社およびグループ会社はこの方針に則った対応を行う。

4. 取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)業務執行に関する意思決定を機動的に行っていくため、グループ会社全般の業務執行に関する事項のうち、取締役会の決議により定められた一定の事項について、経営会議または稟議手続きを経て決定する。

(2)経営の監督・意思決定機能と業務執行機能を分離し、執行機能の拡充を図ることで、グループ経営を強化すること目的に執行役員制度を導入する。

(3)取締役会の決議により、業務執行を担当する執行役員を選任し担当業務を定め、会社の業務を委任する。各執行役員は社内規程等に基づき委譲された職務権限により、取締役会で決定した会社の方針、業務執行に関する経営会議での決定事項および社長執行役員の指示の下に業務を執行する。

(4)取締役会において、年度予算および中期経営計画の策定を行うとともに、月次での進捗状況管理を行い、その結果を職務執行にフィードバックする。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は持株会社であることから、当社単独ではなく企業グループ全体を対象とした以下のコンプライアンス体制を構築する。

(1)お客様、社会とともに栄え、信頼を得られる企業グループを目指し、役職員一人ひとりが心がけるべき行動を示した「野村不動産グループ倫理規程」を定め、その遵守を徹底する。

(2)当社に「リスクマネジメント委員会」およびグループコンプライアンス部を設け、コンプライアンス意識の向上を図るため、役職員に対し、継続的な教育、啓蒙活動を推進する。

(3)グループ各社共用の内部通報制度「野村不動産グループ・リスクホットライン」を設置する。通報および相談の窓口を内部(リスクマネジメント委員長)と外部(弁護士)にそれぞれ設ける。また、当該通報者に対しては、通報内容の機密を保証し、あわせて通報者が通報したことを理由に不利な取扱いを行わない。

6. 当該株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社およびその子会社からなる企業集団は、持株会社である当社を軸に野村不動産グループを形成している。野村不動産グループでは、業務の適正を確保するために、下記の体制を整備する。

(1)お客様、社会とともに栄え、信頼を得られる企業グループを目指し、役職員一人ひとりが心がけるべき行動を示した「野村不動産グループ倫理規程」を定め、その遵守を徹底する。

(2)当社に「経営会議」を設置し、グループ経営に関する重要事項及びグループ会社全般の業務執行に関する事項を審議するとともに、グループ会社全般の業務執行に関する一定の事項を決定する。また、これらを通じて、グループ経営の意思統一を図る。

(3)当社に「リスクマネジメント委員会」を設置し、グループ全体における内部統制に関する事項およびグループ経営にかかるリスクに関する事項の審議を行い、情報の共有を図る。

(4)当社において、「関係会社管理規程」を定め、グループ各社において重要事項を決定する際には、事前に当社との協議または当社への報告を求める。

(5)当社に監査部を設け、「グループ内部監査規程」に則り、各グループ会社が行う内部監査のレビューを実施することで、グループ全体の監査品質の維持向上を図る。

(6)当社に「CSR委員会」及びCSR推進部を設け、グループ全体でのCSR意識の向上を図るために、継続的な教育、啓蒙活動を推進する。

(7)グループ各社共用の内部通報制度「野村不動産グループ・リスクホットライン」を設置する。通報および相談の窓口を内部(リスクマネジメント委員長)と外部(弁護士)にそれぞれ設ける。また、当該通報者に対しては、通報内容の機密を保証し、あわせて通報者が通報したことを理由に不利な取扱いを行わない。

7. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法等にもとづき、野村不動産グループの財務報告の信頼性を確保するために、グループの「財務報告に係る内部統制規程」を定め、財務報告に係る内部統制の整備・運用を行うとともに、その有効性を評価する。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項、当該使用者の取締役からの独立性に関する事項、監査役の当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助するため監査役室を設置し、配置する専任者は監査役の指揮命令に基づき業務を行う。当該専任者に係る人事に関しては、取締役は監査役会の同意を得なければならない。

9. 取締役、執行役員および使用人が監査役に報告をするための体制、子会社の取締役・監査役・執行役員および使用人またはこれらの人から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制、当該報告者が報告したこと理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1)当社およびグループ会社の取締役、執行役員および使用人ならびにグループ会社の監査役は、当社およびグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、法令または定款に違反するおそれのある事項が発生した場合には、その内容につき監査役会にすみやかに報告を行うものとする。

(2)「グループ内部監査規程」に基づき、監査部は監査役に対し監査結果および改善状況等を報告する。

(3)グループ会社の取締役、執行役員および使用人は、当社の監査役からの求めがあった場合、各社における業務の執行状況につき報告を行うものとする。

(4)「野村不動産グループ・リスクホットライン」への通報については、リスクマネジメント委員会委員長が監査役に通報内容を報告する。

(5)前各号の報告者に対しては、報告したことを理由として不利な取扱いを行わない。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行に生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が職務の執行上必要と認める費用を負担するものとする。また、監査役は、監査の実施にあたり必要に応じて、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用することができます。

11. その他監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

(1)監査役および監査役会は、取締役社長、会計監査人、監査部と定期的に意見を交換する場を持つこととする。

(2)各監査役は分担して、当社の重要な会議体である「経営会議」、「CSR委員会」、「予算委員会」、「リスクマネジメント委員会」、「IT戦略委員会」および「賃貸資産戦略委員会」へ出席し、業務執行状況に関する情報を収集し、意見を述べることができる。

(3)監査役のうち半数以上を社外監査役とし、経営からの独立性を保ちつつ、的確な業務監査を実施できる体制とする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

野村不動産グループでは役職員全員が遵守すべき規程である「野村不動産グループ倫理規程」の中で、「反社会的勢力の排除」を定めており、反社会的勢力との関係を一切遮断することを基本方針としております。

野村不動産グループ倫理規程 第29条(反社会的勢力の排除)

野村不動産グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、公正な経済活動の障害となる反社会的勢力や団体との関係を一切遮断するものとする。また、これらの勢力、団体との取引はもちろんのこと、不当な要求に対しても毅然とした態度で臨みこれを一切拒絶するものとする。

この基本方針に則り、具体的な対応に関してはマニュアルを整備するとともに、社内体制としては組織的な対応を推進するための統括部署および不当要求防止責任者を設置し、反社会的勢力関連情報の収集・蓄積および管理を行っております。また、弁護士や警察等外部の専門機関と適宜相談・連携しながら、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するための対応に取り組んでおります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 適時開示に係る企業姿勢

当社企業グループは、「野村不動産グループ企業理念」及び「野村不動産グループ倫理規程」の下、社会の一員として社会的責任を果たすため、適時、的確、適切な情報開示に努めます。

2. 適時開示に係る開示体制

(1)会社情報の収集

当社の会社情報については、当社各部門担当者から情報収集担当部門(経営企画部)を通じて、情報取扱責任者(広報IR部担当役員)に情報を集約しております。また、グループ各社の会社情報については、グループ会社担当者から情報収集担当部門(経営企画部)を通じて、情報取扱責任者(広報IR部担当役員)に情報を集約しております。緊急性の高い「発生事実」については、リスクマネジメント委員会委員長を通じて、情報取扱責任者(広報IR部担当役員)に情報を集約しております。

(2)会社情報の適時開示の要否判断

上記体制により集約された会社情報について、適時開示の要否について判断を要する場合、情報取扱責任者(広報IR部担当役員)は、必要に応じて、関係部署の部長、担当役員等の中から機動的に情報開示検討チームを編成し、適時開示の要否、開示内容等について検討を行い、適時開示の要否判断を行うとともに、取締役社長に報告することとしております。

(3)適時開示

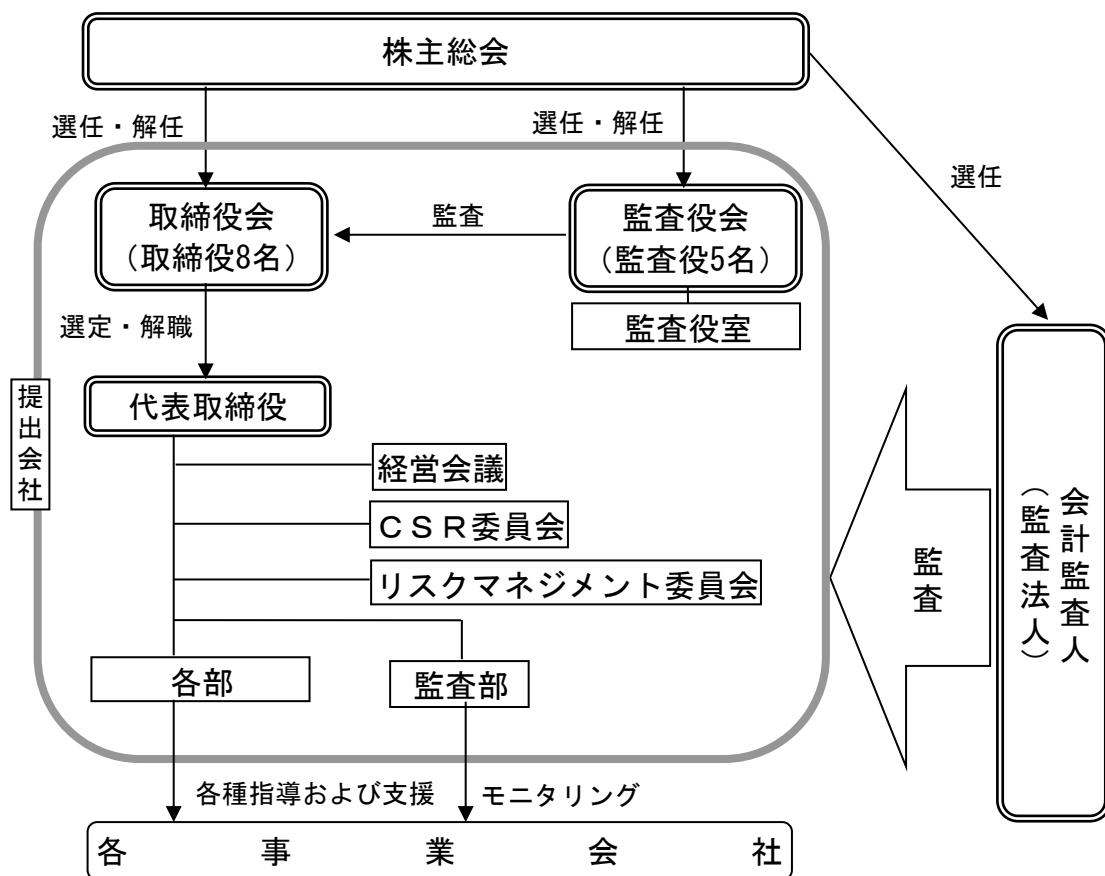
適時開示規則上、開示しなければならない会社情報または適時開示が必要と判断された会社情報は、情報取扱責任者(広報IR部担当役員)の指示により、適時開示担当部門(広報IR部)において、適時開示作業を行います。適時開示に当たっては、適時開示担当部門(広報IR部)が公表資料を作成し、情報取扱責任者(広報IR部担当役員)の承認のうえ、公表いたします。

3. 適時開示体制のモニタリング

当社は、内部監査業務を行う部署として、監査部を設置しております。監査部は、上記に記載した適時開示体制の整備運用状況に関するモニタリングを行います。また、各監査役は、取締役会等へ出席の他、取締役等からの報告聴取、書類の閲覧などの方法により、上記適時開示体制が適正に機能しているか、監査を実施いたします。

以上の体制の下、開示情報の正確性及び適切性の維持向上に努めます。

<コーポレート・ガバナンス体制図>



<適時開示体制図>

